

## 高教委告示第12号

高砂市立図書館の指定管理者の公募について、次のとおり公告する。

令和6年8月1日

高砂市教育委員会

### 記

○高砂市立図書館（以下「図書館」という。）の概要

① 設置目的

図書、記録等必要な資料を収集・整理・保存し、これらを市民に提供することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

② 開館年月日

平成28年2月14日開館

③ 施設規模

ア 建物 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階

イ 敷地面積 6,000.06 m<sup>2</sup>

ウ 延床面積 2,830.26 m<sup>2</sup>（1階 1,839.84 m<sup>2</sup>、2階 990.42 m<sup>2</sup>）

エ 施設内容

■1階 エントランスホール、展示コーナー、サービスカウンター、一般図書スペース、郷土コーナー、こどものほんスペース、えほんスペース、おはなしのへや、読書スペース、対面朗読室、書庫、事務室等

■2階 多目的スペース、ギャラリー、図書館ボランティア室等

■その他 トイレ、こどもトイレ、授乳室等

■駐車場 74台（うち26台は多目的広場と共用）

■駐輪場 約100台

※駐車場はチェーンゲートによる管理を行い、駐車料金は徴収しない。

(2) 設備の概要

電気設備、冷暖房空調設備、消防用設備、自動ドア、エレベーター設備等  
※詳細は、「高砂市立図書館 指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」）「6  
図書館施設維持管理業務 （3）施設・設備管理」、別紙2「高砂市立図書館  
施設設備管理仕様書」を参照。

○指定管理者が行う業務

（1）図書館の運営に関する業務

- ア 図書館の利用の受付及び許可（取消しを含む。）に関する業務
- イ 施設の利用案内に関する業務
- ウ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
- エ 施設の利用料金の徴収に関する業務
- オ その他図書館の運営上教育委員会が必要と認める業務

（2）図書館の施設及び設備の維持管理業務

- ア 施設及び設備の保守点検に関する業務
- イ 施設の清掃に関する業務
- ウ 施設の保安・警備に関する業務
- エ 施設及び設備の小規模修繕（50万円未満）に関する業務
- オ 備品類の管理・調達に関する業務
- カ 植木等(植物を含む。)の管理に関する業務
- キ 要望及び苦情の処理に関する業務
- ク その他図書館の維持管理上教育委員会が必要と認める業務

（3）その他の業務

- ア 本市や地域との連携事業に関する業務
- イ ホームページの開設・更新や情報機関誌の発行などの広報業務
- ウ 利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務
- エ 目標管理に関する業務（各業務の数値目標設定及び業務改善取組み等）
- オ 利用者への満足度調査（アンケート、聞き取り及び電子メール）に関する業務
- カ 管理月報等の作成、提出業務
- キ 事業計画書の策定、事業報告書等の作成に関する業務
- ク 事業評価（自己評価）に関する業務
- ケ 各関係機関との連絡調整に関する業務
- コ 指定期間終了時の次期指定管理者への交代に伴う引継業務
- サ 空き状況検索システムに関する業務
- シ 施設の利用増進に関する事業（自主事業）

- セ 自動販売機等の設置・運営
- ソ その他必要な業務

※指定管理者が行う業務の範囲は、高砂市立図書館条例第7条に規定するとおりです。

なお、業務の範囲や基準など詳細については、仕様書をご参照ください。

#### ※業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、再委託は可能ですが、予め教育委員会へ承認申請書を提出し、許可を得る必要があります。

#### ○指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

#### ○利用料金制

無

#### ○応募資格

以下の（1）から（4）までを満たすものとします。

- （1）法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- （2）「事前登録申込書」により、指定管理者指定申請書の提出までに応募の意思表示をしたものであること。
- （3）法人等若しくはその役員又は共同でグループを構成する団体若しくはその役員の全てが、次の事項に該当しないこと。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 本市において職員であった者が懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しから2年を経過しないもの
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触

しているもの

オ 地方自治法第92条の2及び第142条の規定に抵触している者

ただし、公益法人、本市の出資団体及び公共的団体を除く

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続又は再生手続をしているもの

キ 国税、地方税について滞納しているもの

ク 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）の規定に抵触しているもの

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うもの

(4) 法人又は共同事業体は、消費税の適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者として登録を受けた者であること。

#### ○応募の手続き

##### (1) 募集要項及び仕様書の配布

① 配布期間 : 令和6年8月1日（木）～ 8月19日（月）  
（土・日・祝日を除く。）

② 配布時間 : 午前9時から午後4時まで

③ 配布場所 : 高砂市教育委員会生涯学習課

※ホームページからも応募要項等をダウンロードできます。

(URL : <http://www.city.takasago.lg.jp/> )

##### (2) 公募説明会及び施設説明会

応募方法、応募書類の記載方法等について説明会を実施します。応募を予定している団体は必ず出席して下さい。なお、公募説明会終了後、施設説明会を行います。

参加人数は1応募者につき2名までとします。

① 日時 : 令和6年8月9日（金） 午前10時～午前12時

② 場所 : 高砂市立図書館 2階 多目的スペース南側

③ 申込 : 参加希望者は「公募説明会参加申込書」（様式11）に必要事項を記入し、8月8日（木）午後4時までに電子メール又は事前連絡のうえFAXのいずれかでお申し込みください。

FAX 079（443）0919

E-mail : [tact7730@city.takasago.lg.jp](mailto:tact7730@city.takasago.lg.jp)

### (3) 応募登録の申込み

図書館の指定管理者に応募しようとする者は、「事前登録申込書（様式15）」に必要事項を記入し、下記提出先まで郵送または持参してください。応募に関する質問の受付、回答及び申請書類の受付は、応募登録の申込みをした者に限りさせていただきます。

共同事業体で応募を予定している団体であっても、構成団体が未確定の場合は、代表者になる予定の団体が「事前登録申込書（様式15）」を提出してください。後日、構成団体が決まった際に、「事前登録申込書（様式15）」を差し替え、提出してください。

なお、この場合の提出は、「11 提出書類」で示す申請書類と同時提出で構いません。

- ① 受付期間 : 令和6年8月9日（金）～ 8月19日（月）まで  
（土・日・祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで。  
郵送の場合は、8月19日（月）必着
- ② 提出先 : 高砂市教育委員会生涯学習課  
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

### (4) 応募に関する質疑の受付

募集要項等の内容に関する質問は、「質問書」（様式12）に質疑内容を簡潔にまとめて提出してください。

- ① 受付期間 : 令和6年8月9日（木）～ 8月19日（月）  
（土・日・祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで。
- ② 受付方法 : 電子メール又は事前連絡のうえFAXのいずれかで提出してください。受付時間外の提出、電話等所定の手続きによらない質問には一切回答を行いません。
- ③ 提出先 : 高砂市教育委員会生涯学習課  
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号  
FAX : 079（443）0919  
E-mail : tact7730@city.takasago.lg.jp

### (5) 質疑に対する回答

- ① 回答日 : 令和6年8月26日（月）
- ② 回答方法 : 本募集要項、仕様書に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限りません。質問への回

答はホームページで公表します。質問内容は、趣旨を損なわない程度に要約し、あるいは同趣旨の代表的な質問に代えて回答する場合があります。

なお、回答の内容は応募要領の追加又は修正とみなします。

#### (6) 応募申請書類の受付

- ① 受付期間 : 令和6年9月13日(金)～9月20日(金)
- ② 提出方法 : 下記の提出先まで直接持参してください。  
なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとします。
- ③ 提出先 : 高砂市教育委員会生涯学習課  
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

#### (7) 応募の辞退

応募申請後、指定管理者の応募を辞退しようとする団体等は、「辞退届」(様式13)に必要事項を記入のうえ、速やかに高砂市教育委員会生涯学習課へ提出してください。

#### ○選定基準

- ア 申請団体の経営状況(会社の資力などに関すること。)
- イ 申請団体の事業実績(過去の事業実績など)
- ウ 安全管理についての基本方針(事故対策、防犯対策、衛生など)
- エ 事業に対する熱意や意欲
- オ 申請団体の職員の育成
- カ 施設管理の計画、内容(受付、清掃、警備など)
- キ 施設管理に必要な人員の配置計画
- ク 施設利用及び事業計画に関する理念、基本方針
- ケ 施設管理及び事業運営経費の収支
- コ その他

#### ○問い合わせ先

高砂市教育委員会生涯学習課  
電話 079(443)9056